

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

受動喫煙防止等のたばこ対策の政策評価に関する研究

研究分担者 廣瀬 園子 国立がん研究センターがん対策研究所がん情報提供部 一般職員

研究要旨

日本と同じく、たばこ関連企業が国営だった韓国における近年の受動喫煙防止対策と現行の法制度について調査を行なった。

2001 年の韓国の国民栄養調査によると、喫煙率は成人男性で 60.9%、成人女性で 5.2%であったが、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消費者団体、弁護士など、多種多様な団体からの理事による韓国禁煙健康協会が禁煙政策を主導し、①禁煙区域での喫煙への罰則（10 万ウォン）の遵守②条例や管理組合の規定で、集合住宅における居室内の全面禁煙の促進③24 時間無料の全国規模クイットラインの実施④たばこ価格の値上げ⑤プレーンパッケージの実施など、WHO FCTC が提唱する受動喫煙対策が年々進んできた。2018 年の調査では、成人男性の喫煙率が 36.7%成人女性が 7.5%と、特に男性の喫煙率が大きく低下した。

横断的でインパクトのある受動喫煙対策が実行可能となった背景には、韓国禁煙協会とマスメディアの活動が大きく影響しており、本研究では、それらの役割についてソウル大学の研究者等の協力のもとに取りまとめた。

A. 研究目的

たばこ規制枠組条約締約国会議へのインパクト評価に関わる資料作成の一環として、旧国営独占企業のたばこ関連企業が民営化し、政府と民間が協力してインパクトのある受動喫煙対策を実施している韓国の実例を調査することで、日本の受動喫煙対策の政策評価や提言に貢献すること。

聞き取り調査においては、研究の目的等のほか、回答による不利益を被らないこと、

収集した個人情報研究担当者以外には知らされず、研究目的外には使用されないこと等を口頭と書面で説明し、同意を得た。聞き取りに当たっては研究者以外の他者に話が聞かれない時間・場所等に配慮し、個人が特定されないように留意した。

B. 研究方法

韓国における受動喫煙対策の法律、条例、国と民間との共働の事例を調査。

ソウル国立大学大学院公衆衛生学教室の教員と院生等の協力のもと、喫煙率の低下と受動喫煙対策に功を奏したと考えられる取り組みについて情報収集を行なった。

（倫理面への配慮）

C. 研究結果

韓国の禁煙区域の指定方針

1995.1 国民健康増進法 2002 年 1 月、2010 年 5 月改正 2011 年 6 月改正等、地方自治体が条例で一定の場所を禁煙区域として指定できるようになった。ソウル市は、2010 年 11 月に「ソウル特別市受動喫煙被害防止条例」を制定。屋外の公共の場所で、市民を受動喫煙から保護するために、健康増進法に基づく禁煙区域の指定、

過料の賦課などに関する事項を規定。ソウル特別市長は、市民の健康を保護するために都市公園や学校、市民の健康増進のための場所などを禁煙区域に指定し、市長が禁煙区域を指定する場合は、関連団体と地域住民の意見を取りまとめる。

禁煙エリアの表示として市長は市民の目に留まりやすい場所に、禁煙区域の標識や受動喫煙被害防止のための文言を記した案内板を設置しなければならない。

市長は、民間団体や学校にて実施する禁煙教育を支援することができる。

1.公企業や準政府機関（政府機関庁舎や学校や保育園等）遊園地や児童遊戯施設、公共交通機関、大統領令にて指定されている公共機関等は禁煙区域として指定する必要がある。（禁煙区域の詳細については後述）

○禁煙区域で喫煙していた場合、10 万ウォン（約 11,000 円）2023.09.07 現在の過料が課せられる（韓国全土の禁煙区域が対象）

なお、過料を課された日から 15 日以内に納付すれば 20%減額され、15 日を過ぎても未納の場合は、告知書が郵送される。

2.禁煙区域外のアパート（マンション）などで住宅法第 2 条第 3 項による一定の条件を満たした集合住宅で、特別自治市長、特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に管理組合が申請すると、該当区域を禁煙区域に指定することができる。

（「国民健康増進法」第 9 条第 5 項前段）

（「公共機関運営法」第 5 条第 1 項）（※禁煙区域は屋内、屋外を問わない。）

◆禁煙区域一覧（指定）◆

- ・国会議事務所
- ・政府および地方自治体の庁舎
- ・「裁判所組織法」による裁判所とその所属機関の庁舎
- ・「公共機関の運営に関する法律」による公共機

関の庁舎

- ・「地方公企業法」による地方公企業の庁舎
- ・「幼児教育法」「小・中等教育法」による学校（教師と運動場などすべての区域を含む）
- ・「高等教育法」による学校の教師
- ・「医療法」による医療機関、「地域保健法」による保健所・保健医療院・保健支所
- ・「乳幼児保育法」による子どもの家
- ・「青少年活動振興法」による青少年修練館、青少年修練院、青少年文化集、青少年特化施設、青少年野営場、ユースホステル、青少年利用施設など青少年活動施設
- ・「図書館法」による図書館
- ・「子ども遊び施設安全管理法」による子ども遊び施設
- ・「学園の設立・運営及び課外教育に関する法律」による学園のうち、学校教科教習学院と延べ面積 1 千平方メートル以上の学園
- ・空港、旅客棧橋、鉄道駅、旅客自動車ターミナルなど交通関連施設の待合室、乗り場、地下歩道及び 16 人乗り以上の交通手段として旅客又は貨物を有償で輸送するもの

◆禁煙区域一覧（指定）◆

- ・「自動車管理法」による子ども輸送用乗合自動車
- ・面積 1000 平方メートル以上の事務用建築物、工場及び複合用途の建築物
- ・「公演法」による公演場として、客席数 300 席以上の公演場
- ・「流通産業発展法」により開設登録された大規模店舗のような法による商店街のうち、地下道にある商店街
- ・「観光振興法」による観光宿泊施設
- ・「体育施設の設置・利用に関する法律」による体育施設として 1 千人以上の観客を収容できる体育施設のような法第 10 条による体育施設業に該当する体育施設として室内に設置された体育施設
- ・「社会福祉事業法」による社会福祉施設

- ・「公衆衛生管理法」による入浴場
- ・「ゲーム産業振興に関する法律」による青少年・一般ゲーム施設、インターネットコンピュータゲーム施設及び複合流通ゲーム施設
- ・「食品衛生法」による食品接客業のうち、全ての休憩飲食店営業所、一般飲食店営業所及び製菓店営業所と「食品衛生法」による食品小分・販売業のうち、屋内休憩スペースがある全ての食品自動販売機営業所
- ・「青少年保護法」による漫画貸与事業所
- ・「道路法」第 2 条第 2 号家目による休憩施設のうち高速国道に設置した休憩施設(ガソリンスタンド、充電所及び交通・観光案内所を含む)及びその附属施設(屋根のない建物廊下や通路、階段を含む)
- ・森林近隣地域、森林または森林から 100m 以内に位置する土地（建物の附属土地を除く）
- ・自然公園
- ・文化財

D. 考察

韓国禁煙健康協会の代表は、韓国国立がんセンターの理事長のホングアン・スー博士が務めてきた。同協会の運営には、一部の研究者や研究機関ではなく、受動喫煙対策に取り組む、医師、歯科医師、薬剤師、消費者団体、弁護士等が参画し、プレーンパッケージのデザインの位置（たばこの下部ではなく、上部に配置してインパクトを持たせること）の規制にも強いリーダーシップを発揮している。

韓国の他にも、アメリカやカナダ、オーストラリア等にも、禁煙を支援する公的・私的な機関が存在するが、それらはモニタリングや、禁煙支援などの個々の活動の他にも、「横の連携」と情報共有の強化を行なっている。

我が国の対策においても、タバコ規制枠組み条約の第 8 条「受動喫煙からの保護」と、第 13 条「たばこ広告、販促活動等の禁止要請」第 14 条「禁煙支援の提供」等の評価を高める効果的な活動を行うために、受動喫煙対策に焦点をあ

て活動する公益社団等にマンパワーや財源を集中する方法も効果的である。令和 6 年度は、異なる組織における専門家同士の連携の促進に向けた阻害要因と対策について、より深く調査を行なっていきたい。

E. 結論

2024 年度から始まる健康日本 21（第三次）に合わせてたばこ対策を推進するために、たばこ施策のロジックモデルとアクションプランを作成した。また、特定健診・特定保健指導をはじめ、各種保健事業の場での禁煙支援を推進するために、現行の禁煙支援マニュアル第二版増補改訂版を改訂し、第三版（暫定版）を作成した。今後、これらの研究成果を活用して、わが国のたばこ政策の推進を図る。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

1) 令和 5 年 7 月 29 日（土）

ウェルビーイング社会デザイン研究学会発足記念式典口演：廣瀬園子「受動喫煙対策の国際比較」（スライド資料は別添参照）

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

「国民健康増進法・第9条（국민건강증진법）」제9조(금연을 위한 조치)

https://www.moleg.go.kr/boardDownload.es?bid=legnlpst&list_key=3484&seq=

（法制処） ※法制処は大韓民国の国家行政機関で、日本の内閣法制局に相当する。

（以下、和訳）

①削除<2011.6. 7.>

②タバコ事業法による指定小売であるその他のタバコを販売する者は、大統領令が定める場所外でタバコ自動販売機を設置してタバコを販売してはならない。

③第2項の規定により大統領令が定める場所にタバコ自動販売機を設置してタバコを販売するは、保健福祉部令が定めるところにより成人認証装置を付着しなければならない。 <新設 2003. 7. 29., 2008. 2. 29., 2010. 1. 18.>

④次の各号の公衆が利用する施設の所有者・占有者又は管理者は、当該施設の全体を禁煙区域に定し、禁煙区域を知らせる標識を設置しなければならない。 この場合、喫煙者のための喫煙室を設置することができ、禁煙区域を知らせる標識と喫煙室を設置する基準・方法などは保健福祉部令で定める。 <改正 2011. 6. 7., 2014. 1. 21., 2016. 12. 2., 2017. 12. 30., 2021. 12. 21.>

1. 国会の庁舎
2. 政府及び地方自治団体の庁舎
3. 「裁判所組織法」による裁判所とその所属機関の庁舎
4. 「公共機関の運営に関する法律」による公共機関の庁舎
5. 「地方公企業法」による地方公企業の庁舎
6. 「幼児教育法」・「小・中等教育法」による学校[教師と運動場などすべての区域を含む]
7. 「高等教育法」による学校の教師
8. 「医療法」による医療機関、「地域保健法」による保健所・保健医療院・保健支所
9. 「乳幼児保育法」による子どもの家
10. 「青少年活動振興法」による青少年修練館、青少年修練院、青少年文化集、青少年特化施設、青少年野営場、ユースホステル、青少年利用施設など青少年活動施設
11. 「図書館法」による図書館
12. 「子ども遊び施設安全管理法」による子ども遊び施設
13. 「学園の設立・運営及び課外教育に関する法律」による学園のうち、学校教科教習学院と延べ面積1千平方メートル以上の学園
14. 空港・旅客棧橋・鉄道駅・旅客自動車ターミナルなど交通関連施設の待合室・乗り場、地下歩道及び16人乗り以上の交通手段として旅客又は貨物を有償で運送すること
15. 「自動車管理法」による子ども輸送用乗合自動車
16. 延べ面積1千平方メートル以上の事務用建築物、工場及び複合用途の建築物
17. 「公演法」による公演場として、客席数300席以上の公演場

18. 「流通産業発展法」により開設登録された大規模店舗のような法による商店街のうち、地下道にある商店街
19. 「観光振興法」による観光宿泊施設
20. 「体育施設の設置・利用に関する法律」による体育施設として1千人以上の観客を収容できる体育施設のような法第10条による体育施設業に該当する体育施設として室内に設置された体育施設
21. 「社会福祉事業法」による社会福祉施設
23. 「公衆衛生管理法」による入浴場
24. 「公衆衛生管理法」による入浴場
25. 「ゲーム産業振興に関する法律」による青少年ゲーム制工業所、一般ゲーム製工業所、インターネットコンピュータゲーム施設工業所及び複合流通ゲーム制工業所
26. 「食品衛生法」による食品接客業のうち営業場の広さが保健福祉部令で定める広さ以上である休憩飲食店営業所、一般飲食店営業所及び菓子店営業所のような法による食品小分・販売業のうち保健福祉部令で定める広さ以上の室内 休憩空間を設けて運営する食品自動販売機営業所
27. 「青少年保護法」による漫画貸与事業所
28. その他保健福祉部令で定める施設又は機関

⑤特別自治市場・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は「住宅法」第2条第3号による共同住宅の居住世帯のうち2分の1以上がその共同住宅の廊下、階段、エレベーター及び地下駐車場の全部又は一部を禁煙区域に指定して与えることを申請した場合、その区域を禁煙区域として指定し、禁煙区域であることを知らせる案内表紙を設置しなければならない。この場合、禁煙区域指定手続及び禁煙区域案内標識の設置方法等は保健福祉部令で定める。 <新設 2016. 3. 2., 2017. 12. 30.>

⑥特別自治市場・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、喫煙による被害防止と住民の健康増進のため、次の各号に該当する場所を禁煙区域に指定し、禁煙区域であることを知らせる案内標識を設置しなければならない。この場合、禁煙区域案内標識の設置方法等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。 <新設 2017. 12. 30.>

1. 「幼児教育法」による幼稚園施設の境界線から10メートル以内の区域
(一般公衆の通行・利用等に設けられた区域をいう)
2. 「乳幼児保育法」による子どもの家施設の境界線から10メートル以内の区域
(一般公衆の通行・利用等に設けられた区域をいう)

⑦地方自治団体は、喫煙による被害防止と住民の健康増進のために必要であると認める場合、条例で多数の人が集まったり来たりする管轄区域内の一定の場所を禁煙区域として指定することができる。 <新設 2010. 5. 27., 2016. 3. 2., 2017. 12. 30.>

⑧誰も第4項から第7項までの規定により指定された禁煙区域で喫煙してはならない。 <改正 2010. 5. 27., 2016. 3. 2., 2017. 12. 30.>

⑨特別自治市場・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第4項各号による施設の所有者・占有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すれば一定の期間を定めてその是正を命ずることができる。 <新設 2016. 12. 2., 2017. 12. 30.>

1. 第4項前段に違反して禁煙区域を指定しなかったり、禁煙区域を知らせる標識を設置しなかった場合
2. 第4項後段による禁煙区域を知らせる標識又は喫煙室の設置基準・方法等に違反した場合【タイトル改正 2016.12.2.】



Policy evaluation of tobacco control measures prevention of second-hand smoke

Creation of materials related to impact assessment on WHO FCTC (Scheduled from April 2022 to March 2025)

Jun. 6th, 2023 Team Meeting

National Cancer Center Japan
Institute for Cancer Control
Tobacco Prevention & Control Section
2016 WHO/HQ/TFI Intern

Sonoko Hirose



国立がん研究センター
がん対策研究所
National Cancer Center
Institute for Cancer Control

World Cancer Congress 2022 in Geneva



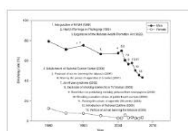
CHAPTER

14 Tobacco control in the Republic of South Korea, an Asian example

Jae-Gahb Park, Ji Won Park, Hong-Gwan Seo, Jin Soo Lee, Il Soon Kim, Yong-Ik Kim, Jong-Koo Lee, Dae-Kyu Oh

<https://doi.org/10.1093/acprof:oso/9780199566655.003.0014> Pages 263-268
Published: June 2010

成人男性の喫煙率は、過去7年間で67.6%から43.4%に急速に低下。
韓国政府、NGO、および韓国の国立がんセンター(NCC)の役割について説明。



Tobacco control in the Republic of South Korea, an Asian example

Abstract: Awareness of the adverse effects of smoking has increased in the Republic of South Korea in a relatively short period of time. Adult male smoking rate

[Tobacco control in the Republic of South Korea, an Asian example | Tobacco: Science, policy and public health | Oxford Academic \(oup.com\)](https://doi.org/10.1093/acprof:oso/9780199566655.003.0014)



Tobacco: Science, policy and public health (2nd edn)
<https://doi.org/10.1093/acprof:oso/9780199566655.001.0001>
Online ISBN: 9780191594410
Print ISBN: 9780199566655
Publisher: Oxford University Press

WHO HQ



Hebe Naomi Gouda

Epidemiologist and Public Health Specialist

受動喫煙防止対策等、たばこ対策の政策評価

Dr Hebe Gouda is an epidemiologist and public health specialist leading the WHO Report on the Global Tobacco Epidemic. Prior to joining the Tobacco Free Initiative at WHO, she had over 15 years' experience working on the surveillance, analysis and reporting of diseases and public health policies, often in challenging environments.



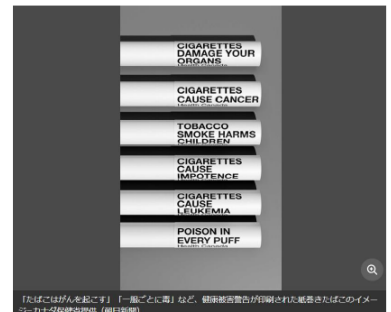
COMMAR, A'isha Alison Louise

その他) 加熱式タバコの健康被害等を調査している職員、各国の法制度の調査をしている職員等

カナダ、たばこ1本ごとに健康被害の警告を印刷へ

カナダ保健省は5月31日、国内で販売される紙巻きたばこについて、一本ごとに健康被害の警告の印刷を義務づける規制を発表した。世界でも初めての取り組みという。「たばこはがんを起こす」「一服ごとに毒」などのメッセージが入る予定で、喫煙者が警告を避けられないようにする狙いがある。新しい規制は、来年度販売される紙巻きたばこから適用が始まる。カナダでは既に、写真を用いた健康被害の警告をたばこ製品に表示することが義務づけられているが、この警告の面積を大きくし、警告内容も強める。

新しい規制の発表にあたって、ベネット・メンタルヘルス・依存症担当相は「たばこ使用は現在も、年間4万8千人のカナダ人の死亡につながっている」と指摘。「さらに多くのカナダ人が喫煙をやめ、若者がたばこのない健康な生活を送れるよう、必要な手段を取る」とコメントを発表した。



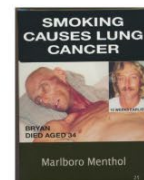
朝日新聞デジタル 2023年6月1日

WHO FCTCが締約国に求めているプレーンパッケージ (2012年～ オーストラリアが初めて導入)

タバコの箱にブランドのカラー、ロゴ、画像などを印刷することを禁止し、タバコのパッケージがタバコの販売促進のための小さな看板となることを防ぐ



Before



After

韓国 2015年1月1日から全国の公共施設、飲食店で原則禁煙(喫煙室設置可)
宿泊施設も禁煙にするとともに、全国約1万カ所の医療機関で禁煙治療を無料で提供。

韓国の喫煙率 2020

男性 34.0%
女性 6.6%
平均 20.0%
ビル内は基本的に全面禁煙
食堂、レストラン全面禁煙
(喫煙所設置可、少ない)
ホテル公的機関 原則禁煙

TAX 73.8%
Monitoring high
Cessation high
W Mass Media high
Health Warning good
2019 WHO

현재 흡연율 추이



マンション、アパートで、ベランダでのたばこ喫煙は不可(管理組合規約)
(高層マンションの下階のベランダで喫煙している住人が高層階の住人から「病気が悪化した」と提訴一賠償金支払い判例あり)
以後、ベランダでの喫煙禁止一部屋の中までは禁煙にできていないが、禁煙アパートが増加中(住民の半数の賛成で地方自治体が認可する)

映画、TVなどで喫煙シーン禁止(自主規制?法制度未定)
喫煙がカッコいいとは思わないスターバックスのグランデを持ち帰る方がお洒落で健康的

確認) 日本と韓国の警告表示の違い



警告は上部に印刷
(表面と裏面)

タイトライン
の電話番号を記載



喫煙可能エリアや禁煙エリアではないが、暗黙の了解として
オフィスの合間のスペースに朝昼夕、喫煙者が集まる



オフィス内を全面禁煙にしたら、外で吸う人が増えて問題に。
喫煙室が設けられているビルも多いが、外でも喫煙可能エリアで吸うように広報。

